

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号口中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千八十円」を「千百十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千三百円」を「一万八千四百円」に、「三万二百円」を「三万四百円」に、「二万三千五百円」を「二万三千七百円」に、「三万九千二百円」を「三万九千五百円」に、「三万四千六百円」を「三万四千九百円」に、「五万四千六百円」を「五万五千円」に、「四万五千五百円」を「四万八千八百円」に、「六万三千八百円」を「六万四千三百円」に、「五万二千六百円」を「五万三千元」に、「八万三百円」を「八万九百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に、「一万千円」を「一万千円」に改め、同号口中「九千七百円」を「九千八百円」に、「八千円」を「八千円」に、「一万二千六百円」を「一万二千七百円」に、「一万二千円」を「一万二千円」に、「一万七千九百円」を「一万八千円」に、「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に、「二万二千二百円」を「二万四千四百円」に、「一万八千五百円」を「一万八千六百円」に、「二万六千八百円」を「二万七千元」に改める。

第七条第二号中「五十六万七千元」を「五十七万六千元」に改める。

第九条第一号中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同条第三号ロ(1)中「四千二百円」を「四千三百円」に改め、同号ロ(2)中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同号ロ(3)中「四千九百円」を「五千元」に改める。

第十条第三号中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千元」を「十六万八千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

第十四条第一号イ(2)中「一万五千八百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千七百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千元」を「一万五千七百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千元」を「二万三千九百円」に改め、同号イ(7)中「二万四千元」を「二万五千元」に改め、同号イ(8)中「二万四千元」を「二万四千九百円」に改める。